

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2007/9/19~2007/9/20 第 62 回委員会以降)

平成 19 年 9 月 19 日開催の第 62 回委員会以降、委員からのご意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2007/9/19~2007/9/20 第 62 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
814	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	07/9/20	「淀川水系流域委員会運営会議 御中 (その 2)」が寄せられました。別紙814-1をご参照下さい。
813	西山甲平氏	07/9/20	「淀川水系流域委員会について」が寄せられました。別紙813-1をご参照下さい。
812	川村直氏	07/9/20	「意見書」が寄せられました。別紙812-1をご参照下さい。
811	NPO 法人 伊賀・水と森の会 森本博氏	07/9/19	「淀川水系流域委員会 様」が寄せられました。別紙811-1をご参照下さい。
810	志岐常正氏	07/9/19	「淀川水系流域委員会 委員長 宮本博司さま」が寄せられました。別紙810-1をご参照下さい。

「淀川水系流域委員会運営会議」 御中（その2）

2007年9月20日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野 隆彦

以下の事を改善するよう、並びに御協力くださるよう、21日の運営会議にて検討されんことを求めます。

- 1) 「原案」の説明資料が白黒の場合、色分けの説明事項について、明確な引き注を加えるよう河川管理者に実行させて頂きたい。これらカラーとモノクロの違いにより、傍聴者たちは大きな「情報差別」を受けています。モノクロの資料でも十分に分かるよう、編集の工夫を徹底させて頂きたい。これは「委員会審議への住民参加を保障する基礎的要件」であることを認識していただきたい。
- 2) 第2次委員会が1月30日付けの「次期委員会への申送書」を決定し、「さらに審議すべき事項」を述べています。これは勿論、今期委員会も河川管理者も尊重すべき、発足から6年を経て到達した委員会の「熱き思い」の今期委員会に託す！重き要請を表したものであります。特に今期委員の皆様が、この長き「淀川水系流域委員会に期待を寄せた流域住民と良識ある学者・専門家、そして改革の必要性、美しい川を願った河川官僚と職員たちの祈り」を受け止め、この文書をよく読んで頂きたいと思えます。
- 3) 河川管理者への質問を委員、傍聴者の皆さんが行っていますが、マトモな回答が出来ていません。更に再質問を行いますが、ここに於いてもエエ加減であれば、先送りする遣り方ではなく、徹底的に質疑・回答を続ける審議を行って貰いたいと思えます。そうでもしないと、このまま河川管理者がエエ加減？のまま突っ走りそうな予感がしています。
- 4) 説明資料に全て「委員会意見書、答申に対応している比較表示」を記述させて下さい。これがないと、これまでの委員会の意見がどう反映されているのか、どう委員会の意見と違う見解なのかが分かりません。（第61回委員会 参考資料1 NO.804「淀川水系流域委員会運営に関する提案」を参照願いたい。）これでは「キャッチ・ボール」をしようにも仕様がありません。
- 5) 「今後の委員会スケジュール」に第69回委員会が12月27日、中之島中央公会堂に予定されています。これまでの委員会の歴史を振り返りますと、ここは「委員会意見書・答申」を近畿地方整備局長に提出する儀式的な会場として設定されてきた場所であります。

現時点で考えますと、「淀川水系河川整備計画原案」の説明は過半部分にも達していず、膨大な質問・疑義を抱え、これまでの委員会意見と食い違った方向に在り、委員会や流域住民の理解を得るには抜本的な自己反省からの方向転換なくして、進む場所がありません。この状況を考えますと、「充実した審議」がある程度成立するには最低30時間、日程10日間として、来年2月結審、1ヶ月かけての河川管理者側の『原案修正』、その提示から最低10時間の審議、委員会からの『再修正案』の提示、これを受けての河川管理者の『再修正案』の提示、委員会の『最終意見書』、これに応じた『淀川水系河川整備計画』の最終決定報告となると、来年5月に至る事も当然の事と考えます。

委員会は十分な審議をする為に、初めから期限ありきのスケジュール決定を行わないよう、厳とした態度で臨んで頂きたい。

6) 流域住民との「交流会」を設定して頂きたい。委員会の多くの方は学者・専門家であり、流域住民の生活・情感から離れた処で活動されている人も多いと感じています。流域住民こそ「川との関係においての最大の当事者」であり、毎日のように触れ合っている存在なのであります。どうぞ、私たちの為の「河川整備計画策定」に向かって、意見交換しようじゃありませんか。第 64 回委員会は夕方 4 時半に終わる予定ですので、その後 3 時間位の飲食を含めた『交流会』が出来るよう、ご配慮をお願いします。

平成19年9月18日

淀川水系流域委員会 委員各位

三重県伊賀市

西山甲平

淀川水系流域委員会について

委員の皆様におかれては、過密スケジュールにもかかわらず何かとご多忙のなか精力的にご審議され本当にご苦労さまです。

さて、誠に僭越ですが淀川水系流域委員会の進め方について私の考えを述べさせていただきます。

河川管理者は「淀川水系河川整備計画原案」に対する説明責任があることは当然ですが、流域委員会は限られた期間に意見を出していただかなくてはなりません。とすれば、河川管理者に何もかも根掘り葉掘り説明を求めていたのでは時間が経過するのみで、目途とされている本年末までに意見が出せなくなり、前回までの流域委員会の二の舞になると思います。

委員の皆様は、学識経験者として専門的知識や、地域での体験の中で培われた知識をお持ちの方々です。したがって、原案及び説明を受けたことに対しその豊富な知識をもってご審議していただき、意義ある意見を出していただければよいのではないかと思います。

また、どれだけ審議を尽くされても、例えばA・Bダムは建設すべきだとの考えもあれば、Aダムは建設すべきだがBダムは建設すべきでないとの考えがあっても当然かも分かりません。意見は必ずまとめる必要がなく、反対または異論を併記すればよいと思います。

そして、委員会からいただいた意見、地元住民及び関係自治体の意見を聴き河川管理者が「河川整備計画」を策定することになると考えます。

淀川水系流域委員会 様

三重県伊賀市
川 村 直

意 見 書

木津川上流に位置する上野地区は、岩倉峽という狭窄部を有しているため、大雨の度に浸水被害を被ってまいりました。特に昭和28年8月の豪雨及び9月の台風13号では私たちの生命・財産に未曾有の被害を被りました。

私たちは、度重なる被害を解消するため岩倉峽の開削を幾度となく行政に対して要望し続けてまいりました。

そうした中で、昭和42年に当時の建設省が岩倉峽を開削すると下流域の堤防が脆弱であり洪水に耐えられず決壊し、人口・資産が集中している下流周辺は洪水による壊滅的な被害が出るため開削できない。その代わりに上野遊水地と川上ダムとで上野地域における治水対策をすとの約束があったので、止むを得ず地役権（遊水地）設定に同意したのであります。

しかし、地役権を設定したことにより、農地以外に用途がない土地となり、農業経営の現状を考えた場合、将来建物が建てられないなど土地の有効利用ができず、所有者を含め地域の発展を大きく阻害しています。

このような犠牲の上で進められてきた伊賀地域における治水対策である上野遊水地及び川上ダムは、大きな被害が起きるまでに一刻も早く完成をしていただくことが必要です。

淀川水系流域委員会 様

2007年9月19日

NPO 法人伊賀・水と緑の会
理事長 森本 博

記

淀川水系流域委員の皆様には、8月・9月と大変過密な日程お疲れ様です。

特に、事業中のダムについての結論は年末までに纏められるとお聞きしていますが、慎重なご審議を強く要望するものです。

私たちの会は伊賀地方の豊かな自然環境を未来に引き継ぐためには、ダム建設に固執するのではなく、新たな発想のもとで河川整備計画が策定されることを願っています。その基本となるべき淀川水系流域委員会の提言を纏めていただきたく、当会としての意見・提案を提出させていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

「環境に配慮する。住民意見を反映する。今後20～30年間の河川整備計画を策定する。」との河川法改正の趣旨を生かした淀川水系流域委員会の審議に期待しています。

伊賀地方の自然環境を考える

地域住民の思い



京都議定書

炭素排出削減量 6%のうち 3.9%（削減量の 65%）を森林の面積拡大と活性化で減らすとしている。面積拡大は現実性がなく、現時点では減るところか逆に 8%もふえており削減量は 14%となっている。

2007・09

NPO 法人 伊賀・水と緑の会

NPO法人 伊賀・水と緑の会

ふるさと再生の想い



童謡 ふるさと

うさぎおいしかのやま
こぶなつりしかのかわ
ゆめはいまもめぐりて
わすれがたきふるさと
いかにいますちちはは
つつがなきやともがき
あめにかぜにつけても
おもいいずるふるさと
こころざしをはたして
いつのひにかかえらん
やまはあおきふるさと
みずはきよきふるさと

岡野 真一

こんな“ふるさと”でありたいとの想いから
自然環境保全の活動にとりくんでいます。

淀川流域委員会の提言



自然豊かな河川環境を
保全・回復し、
子孫に残し継承して
いくことは、
我々に課せられた
重大責務である。

提 言

平成 15 年 2 月

「ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考えうるすべての実行可能で有効な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないと云うことが客観的に認められ、かつ住民団体、地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする。

環境面からの基本的考え方 平成 17 年 12 月

ダム建設は基本的に自然環境に対して明らかに負の影響をもたらす。したがって、環境の観点から考える場合、ダム建設により起こりうる環境負荷を治水あるいは利水の効果が、自然環境に及ぼす負の影響にもまして、人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダム建設が容認される。

伊賀燦燦



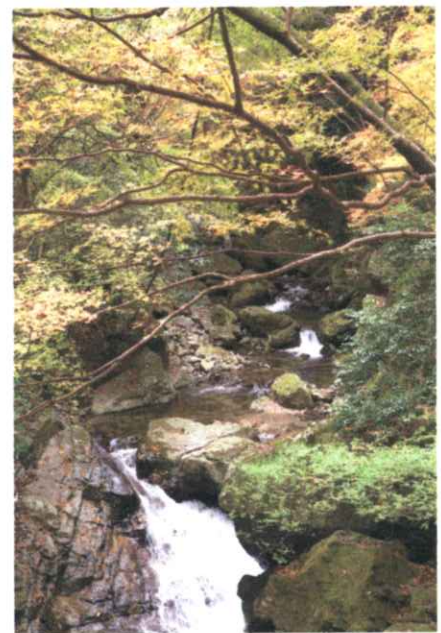
春 萌黄の里山



秋 錦秋の里山



白藤の滝



馬野溪

この美しい山河と
豊かな自然を
私たちは、
保全し回復して
未来に、
引き継がねばならない。

川上ダム計画地・周辺整備の現状



ダム計画地の伐採状況



付替県道の開削

途中までしか歩道

のない県道



付替県道工事では、発生残土 20 万 m³

樹木伐採 6 万 7 千本

年間で、およそ 3000 人が呼吸で吐き出す二酸化炭素を吸収する資源が消滅しました。ダム計画地の伐採本数は含まれていません。

河川整備計画原案について - 1

河川整備基本方針一抜粋

1. 河川の保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要であるとの認識に立って、洪水氾濫などによる災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように河川等の整備を図る。また、社会経済活動に基づく水利用・河川利用のみならず、流域全体として生物の生息・生育環境など自然環境を含めた淀川流域固有のバランスを持続的に保持していくことが必要であるとの認識に立って、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。

このような考えの下、水源から河口域まで一貫した計画に基づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。その際、河川整備の現状、森林など流域の状況、砂防や治山の実施状況、水害の発生状況、河川利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史・文化並びに河川環境の保全を考慮するとともに、関連地域の社会情勢の発展に即応するよう、近畿圏整備計画・中部圏開発整備計画・環境基本計画などとの調整を図る。また、土地改良事業や下水道事業などの関連事業及び既存の水利施設などの機能維持に十分配慮する。さらに、近年の傾向として、流域の年間降水量が減少し、少雨の年が多発していることや、局地的な集中豪雨が頻発していることも十分に踏まえるものとする。

また、治水・利水・環境にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備などについて、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。

河川の維持管理にあたっては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう順応的な対応を行う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料の経年的な変化や洪水時の河床変動の把握など流域における土砂移動に関する調査研究に取り組む。さらにこれらを踏まえ、土砂移動の連続性を確保するとともに、安定した河道の維持を図る。

また、河川管理施設の機能を確保するため、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、既存施設の有効利用及び長寿命化のための効率的な対策を実施する。

河川整備計画原案について -2

1. 「河川管理者におかれましては河川整備基本方針」および「河川整備計画原案の策定にあたっての基本的な考え方」にもとずき記述内容については流域委員会の審議および学識者・市民と行政の意見公聴について公明正大に反映されますとともに厳正誠実に粛々と計画策定を進められんことを期待いたします。
2. 新たな委員会におかれまして前委員会からの
 - ① 次期委員会への申送書
 - ② 事業中の5ダムに関し
当面実施すべき施策についてその意志を尊重され、課題について継続して調査・検討のうえ精査されんことをお願いいたします。
3. 原案の基本的考え方の記述について、計画の具体的な施策で「実施する」と記述している施策は、本計画期間（20~30年）内で速やかに実施していくものであり・・・とされているが原案ならびに上記2項について、調査・検討のうえ精査審議された上で理解合意を得た時点から“速やか”に「実施する」と解釈し、国土交通省と委員会および社会の共通の認識として確認していただきたい。時間・期限切れを理由に一方的打ち切りによる実施に歯止めを設けておく必要があります。
4. p61 記述において、

事業の実施にあたっては、学識経験者の助言を得て、自然環境の影響を総合的に評価し適切な保全対策を検討・実施していくものとする。・・・とありますがなぜ学識経験者の助言だけなのか。

この方法は、現水機構川上ダム建設所が御用学者の同意のみで実施している オオタカ・オオサンショウウオの保護対策であって、ほん記述はこの対策を擁護するものと解釈できる。

前委員会の審議によって、不適切で即刻中止すべきとの指摘を受けており、また国交省および同建設所の自然環境調査について「ダムが自然に与える影響は軽微である」としているが前委員会はこの判断は安易すぎる。と指摘しているにもかかわらず黙殺する姿勢は国土交通省近畿地方整備局の基本方針ならびに原案の基本的考え方に相反するものとおもわれます。

河川整備計画原案について -3

治水一上野地区浸水対策一川上ダム計画

○ 原案 p61 の記述

昭和 28 年台風 13 号洪水が“再来”した場合

添付資料 川上ダムの調査検討 (とりまとめ)

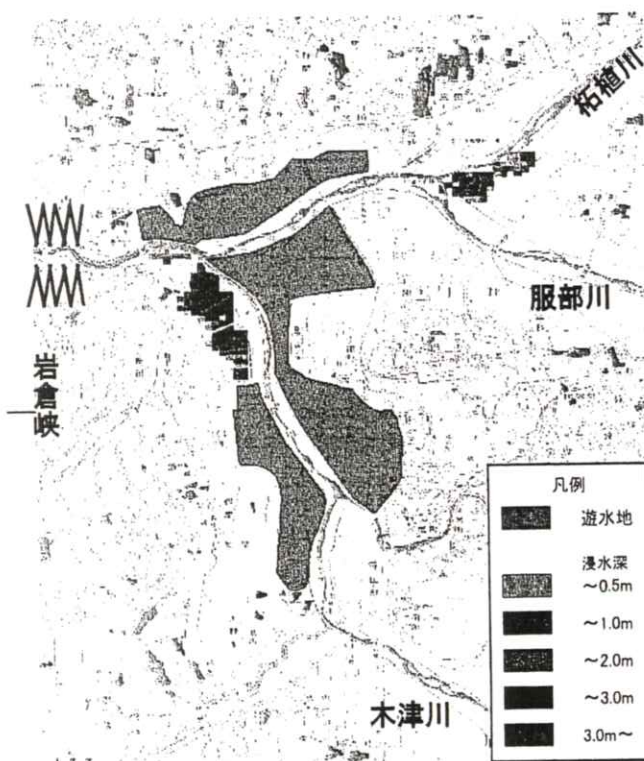
平成 17 年 7 月 21 日 p4 図 4

昭和 28 年 13 号台風実績降雨の氾濫状況

○昭和 28 年 13 号台風の実績降雨による上野地区における氾濫状況は、図 4 に示すとおりです。

上野遊水地だけでは、越流堤諸元の変更や河道掘削を行っても氾濫が起こります。

なお、越流堤延長及び高さは、総延長=4,000m (現計画 100m×4 遊水地=400m)、越流堤高 136.6m (現計画=135.0m) に変更し、河道掘削を実施した場合で、破堤は、堤防天端高-余裕高で生じる事になっています。



氾濫区域別氾濫量

柘植川氾濫区域

0 千 m³

服部川氾濫区域

0 千 m³

木津川氾濫区域

886 千 m³

氾濫量合計

886 千 m³

湛水面積 32 ha

床下浸水 0 戸

床上浸水 28 戸

合計浸水 28 戸

図 4 昭和 28 年 13 号台風実績降雨の氾濫状況

氾濫量合計 886 千 m³ 床下浸水 0 戸 床上浸水 28 戸

わずかこれだけで“川上ダム”が必要なのでしょうか！

河川整備計画原案について -4

砂防と既存ダムの長寿化について

- 原案 p61 木津川水系の既存ダムの長寿化をはかるため、水位低下を伴う堆砂掘削の実施時に必要な容量を一時的に代替できるようなダム容量を確保し、・・・・・・・・

- 砂防の現状

添付資料 木津川上流管内図 抜粋 平成15年3月現在源流域の砂防対策は、まずダムありきで建設され砂防は後追いで実施されています。現時点では、ダムを守るためにダム集水域に集中して実施されています。なおかつ既存ダムの堆砂は予想をこえる速さで堆積しているのが現状です。

川上ダム集水域はごくわずかしき対策されていません、さらにダム堤から源流部までの距離が短く勾配が急なため、ひとたび山塊の崩落が発生すれば瞬時にダム湖までたっします。また砂防対策のためのスペースが狭く、非常に危険な地形にあって砂防・治山対策について基本的な考え方が検討されていません。木津川上流域の砂防・治山と自然環境について総合的な検討と対策が最も優先すべきと考えます。

- 既存ダムの長寿化について、この対策どこがおかしいと思いませんか。

なぜ、一時的な措置にたいして、恒久容量として新設ダムに見込む必要があるのか、あまりにも単純な積み上げにて経費の無駄づかいとしか思われません。

堆砂を掘削搬出するにあたっては、ダムは空にしなくてはならないので利水容量分は既存ダムを借りる。ただしその容量はそのダムの洪水調整容量をあてる、当然その水系ダム群の洪水調整容量は極端に劣ることになる。

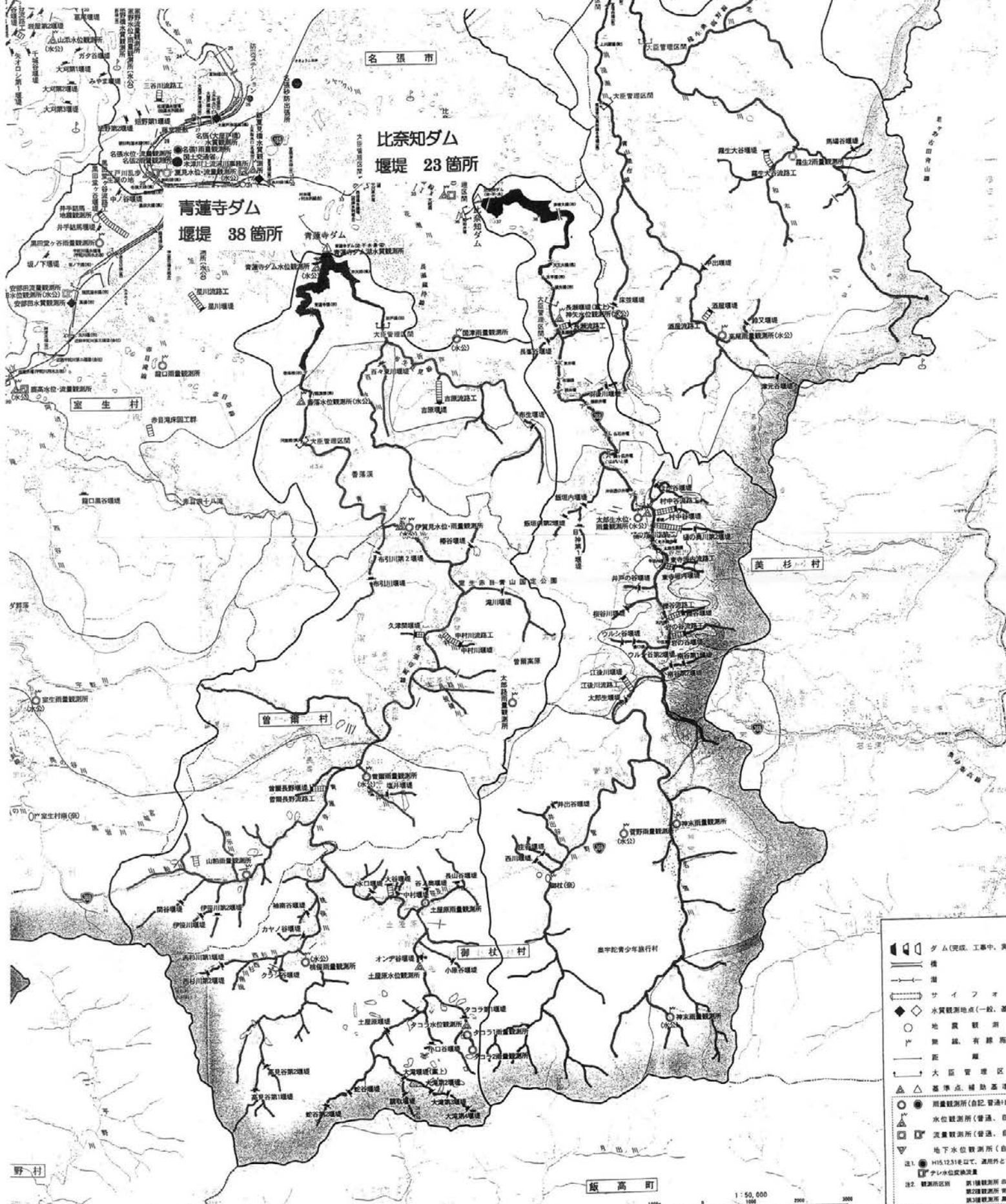
堆砂の掘削搬出は原則的に非洪水期に行なわれるのが常識である。が予期せぬ洪水出水時の対応策として洪水調整容量を確保する必要があります。その場合の緊急の措置として堆砂対策中の空ダム全容量を洪水調整容量として利用することで木津川上流水系の洪水調整機能を低下させることなく対応できます。

- 原案 p44 4.2.5 土砂 (1) 土砂移動の連続性の確保の検討
上記について、検討をする。と明記されている以上は、既存ダムの長寿化対策を恒久施設に求めるのではなく、臨機暫定の措置として対策を講ずるべきである。

木津川・源流域の砂防対策現況

木津川上流管内現況図 木津川上流河川事務所平成 15 年度版

川上ダム予定地
堰堤 7 箇所



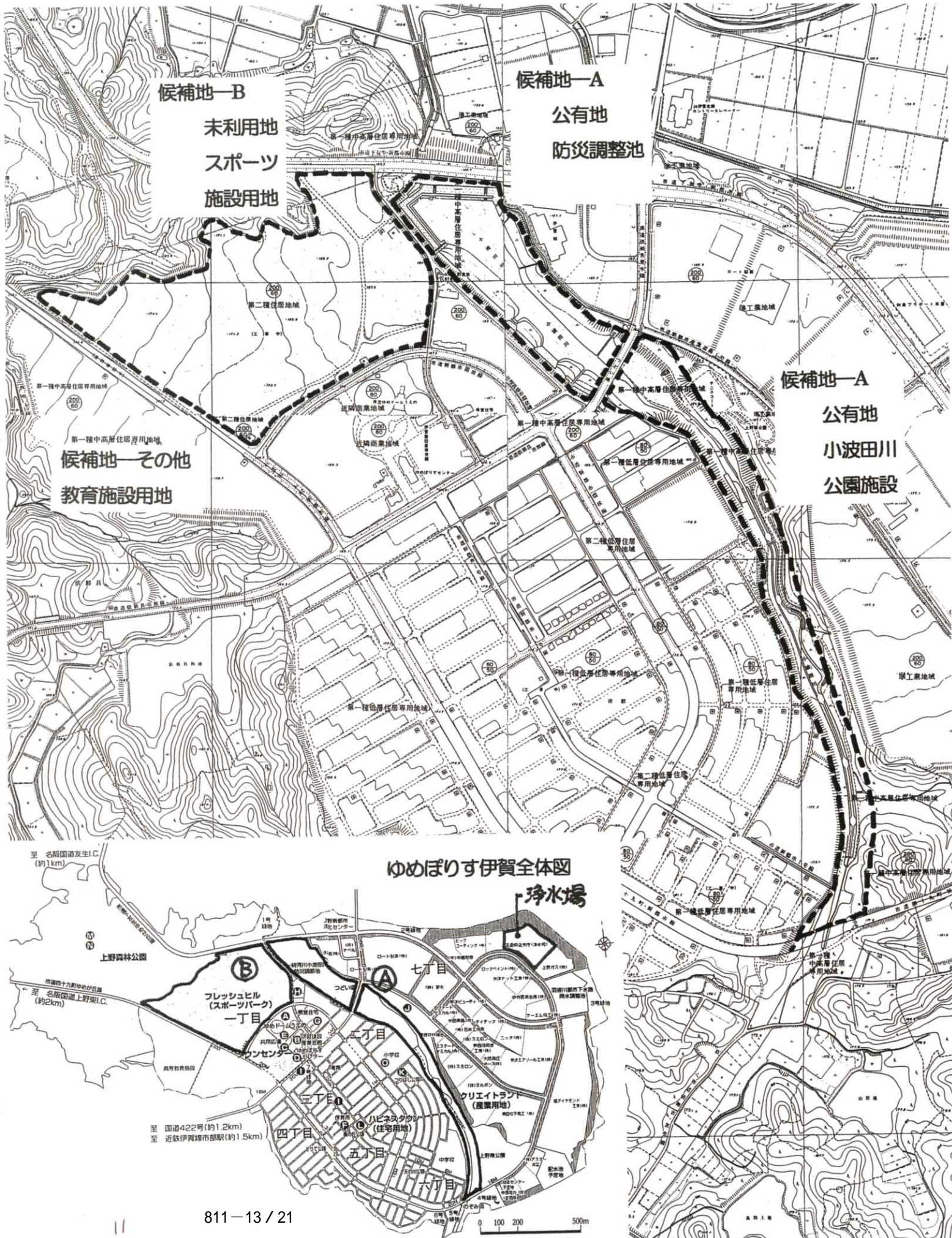
	ダム (完成、工事中、策)
	堰
	サイフォ
	水質観測地点 (一般、基)
	地震観測
	距離、有線路
	大区管理区
	雨量観測所 (自記、普通、特)
	水位観測所 (普通、自)
	流量観測所 (普通、自)
	地下水観測所 (自)
	1:50,000

河川整備計画原案についてー5

川上ダム計画ー利水代替案

- 伊賀水道用水の自己水源池保有の提案
 候補地ー上野新都市“ゆめぼりす伊賀”
 資料別紙 ゆめぼりす伊賀全体計画図・街区詳細図
 上野新都心は「住み」「働く」「学ぶ」「憩う」の複合機能を有した「人と自然と企業が調和した未来型都市の創造」を目指して開発されました。
 周辺部は森林公園や緑豊かな自然が多く小高い丘にありますが、街区には未だ広大な未利用地があります。また住宅用地と産業用地を環境保全空間として計画された、小波田川は農業排水のたまりとかし、つつみは雑草が茂り放置されていて清掃管理ができない状況にあり、計画目的の憩いとやすらぎの自然景観を提供する空間とは、ほど遠い状態にあります。
- 水源 <補助水源-渇水時対策水源> をわざわざダムに求めることは、平成 17 年度公債費率 14%の市にとって高額な事業費の負債と、さらにダムがもたらす河川環境の諸問題を長期的に負担することは、“自然と共生するうるおいのある街づくり”を目標とする行政と市民にとって重大な禍根を残します。
- よってダムに変わる“自己水源池の保有”を提案いたします。
 ゆめぼりす伊賀は、木津川取水口に近く産業用街区には水道用浄水場がまもなく完成いたします。公共用地を主体に貯水池建設が可能であり低コストで取得できます。
 - A. 小波田川・防災調整池および隣接公園施設 およそ 15ha
 水道用水確保のため貯水し水面をあげる。よって人と水とが接近することでより効果的なウォータープロムナードや水辺のふれあい公園、観察園として整備する。
 概算貯水可能容量 250 万㎡
 - B. フレッシュヒル（スポーツパーク）予定地 25ha
 広大な敷地であり海洋スポーツやプールおよびその他のスポーツとあわせて利用可能である。
 概算貯水可能容量 400 万㎡
 こうして公共が積極的に参加整備することで、街の発展を推し進め、水と緑の自然豊かな街として“ゆめぼりす伊賀”の価値を高めることができる。

候補地—ゆめぼりす伊賀の位置図





ゆめぼりす伊賀 A・つどい橋から防災調整池



ゆめぼりす伊賀 A・つどい橋から公園施設・小波田川上流



ゆめぽりす伊賀 B・フレッシュヒル（スポーツパーク）予定地



ゆめぽりす伊賀 その他の遊休地 教育施設用地

水源環境機能の整備と保持

水源保全地域の指定

● 源流域の森林状況と水源環境

資料 近畿地方整備局 川上ダム流域の植生

川上ダム流域における森林率は86.3%です。伊賀市のその他の山間地もほぼ同様の状況にあります。昨今の社会状況の森林放置、山村の過疎化、高齢化、林業の衰退などの要因で山地の荒廃が進んでいます。また当地の河川は一級河川とはいえ河川環境の管理限界からか、荒れるまま放置されているのが現状です。すでに水環境の崩壊は始まっています。

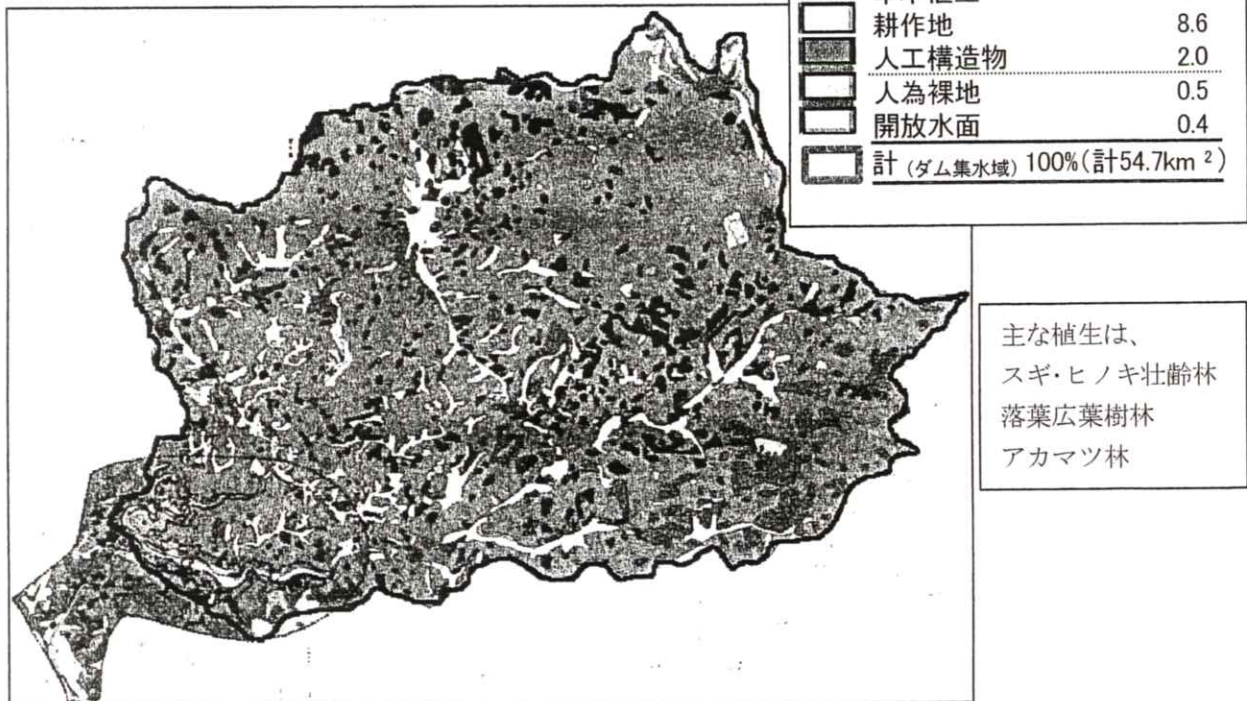


図 1.1.5 土地利用および植生図

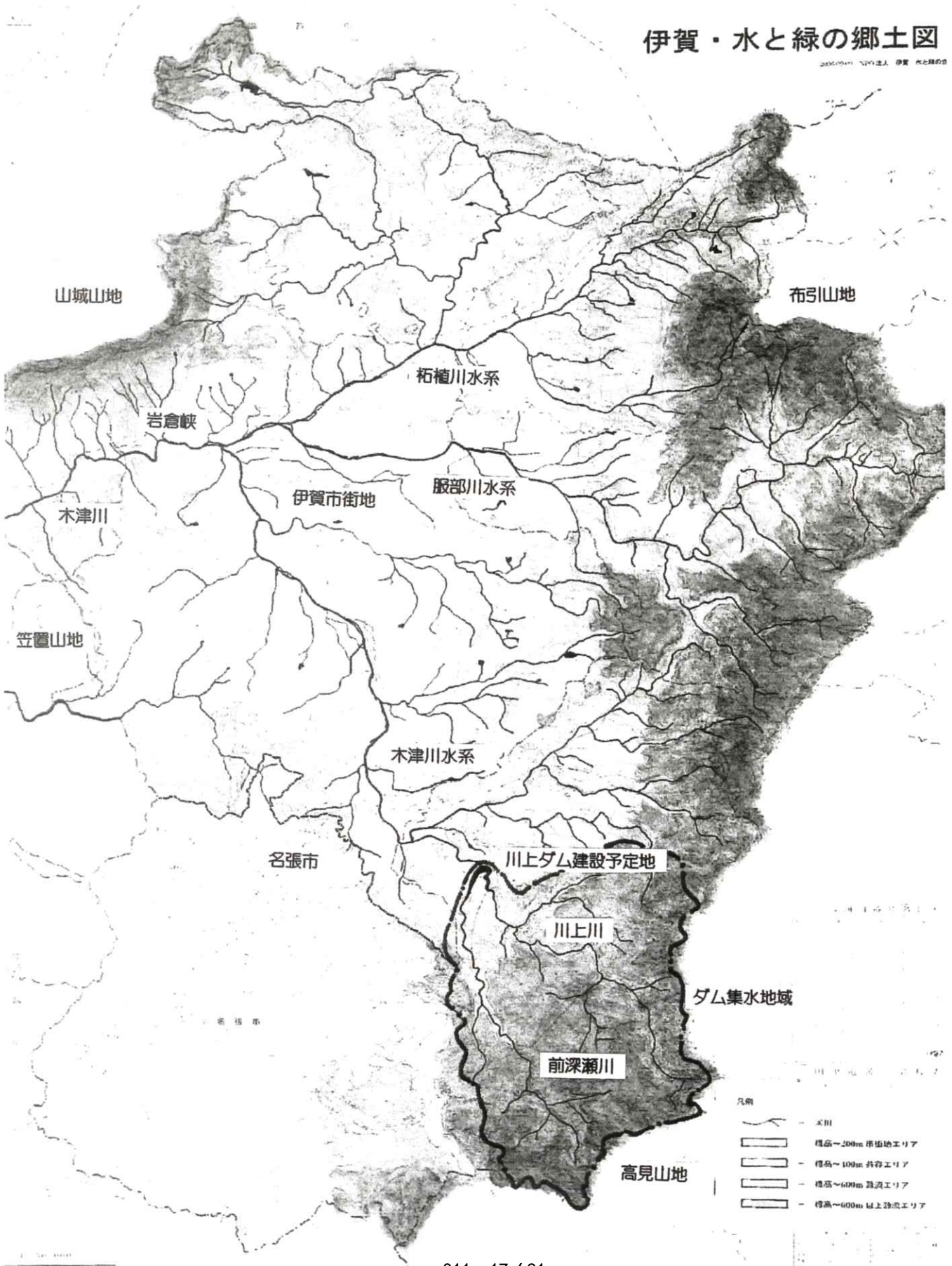
- 今こそ、山地の安定と森林のもつ透水性や保水性および水量の平準化によって、森林と水の循環機能を回復して保全維持するための、水源保全地域を指定して規制と機能の回復と保全維持の施策を講じるべきと提案いたします。

別紙 水源保全地域 指定計画図 (伊賀・水と緑の会案) 参照

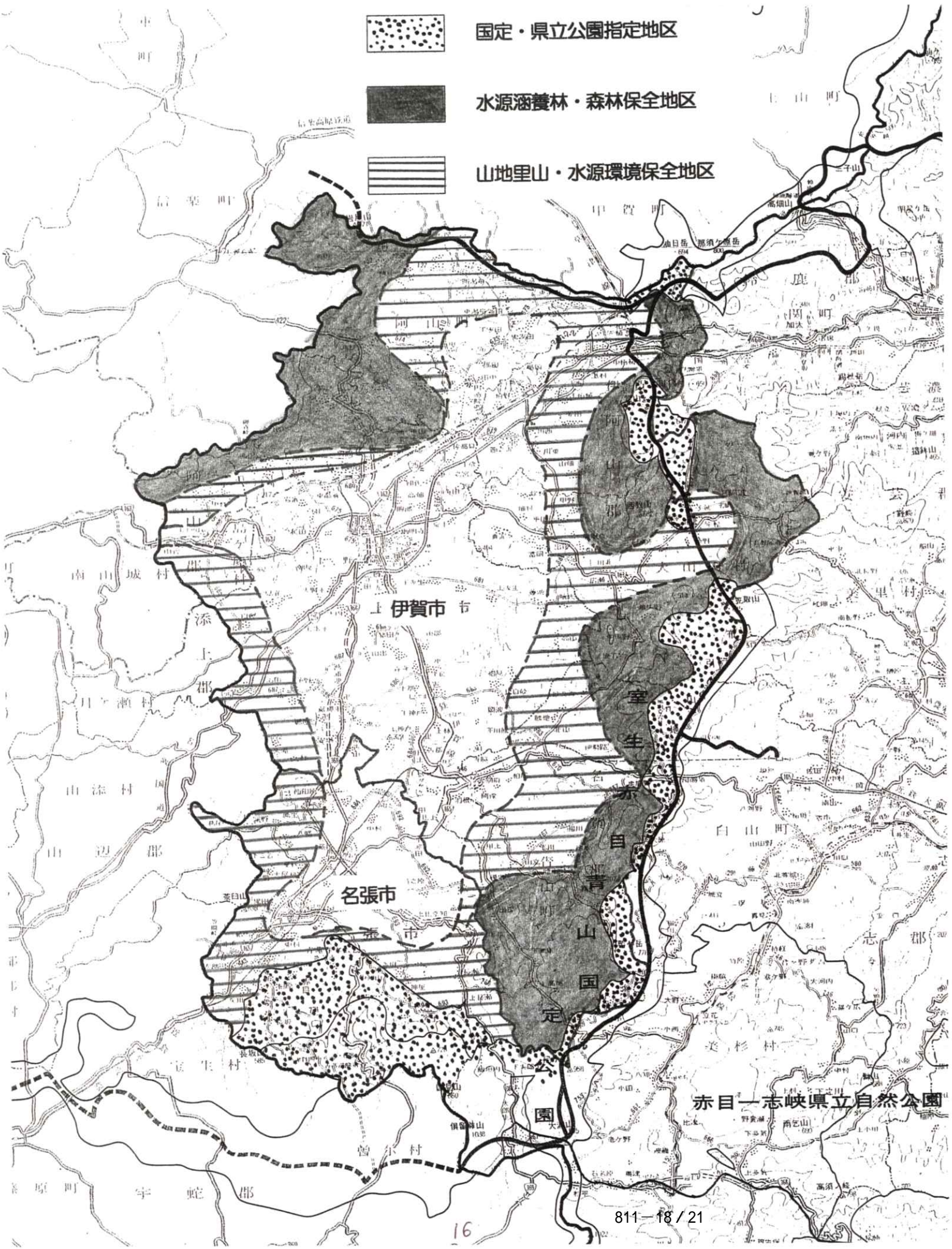
- 森林を維持することで、その多様な効用は未来永劫に、あらゆる生態系および地域のみならず地球環境的にもかけがえのない財産となります。ダムは、はたしてかけがえのない財産となりうるでしょうか。

木津川・源流域の水系

伊賀盆地は“自然の巨大な貯水池”

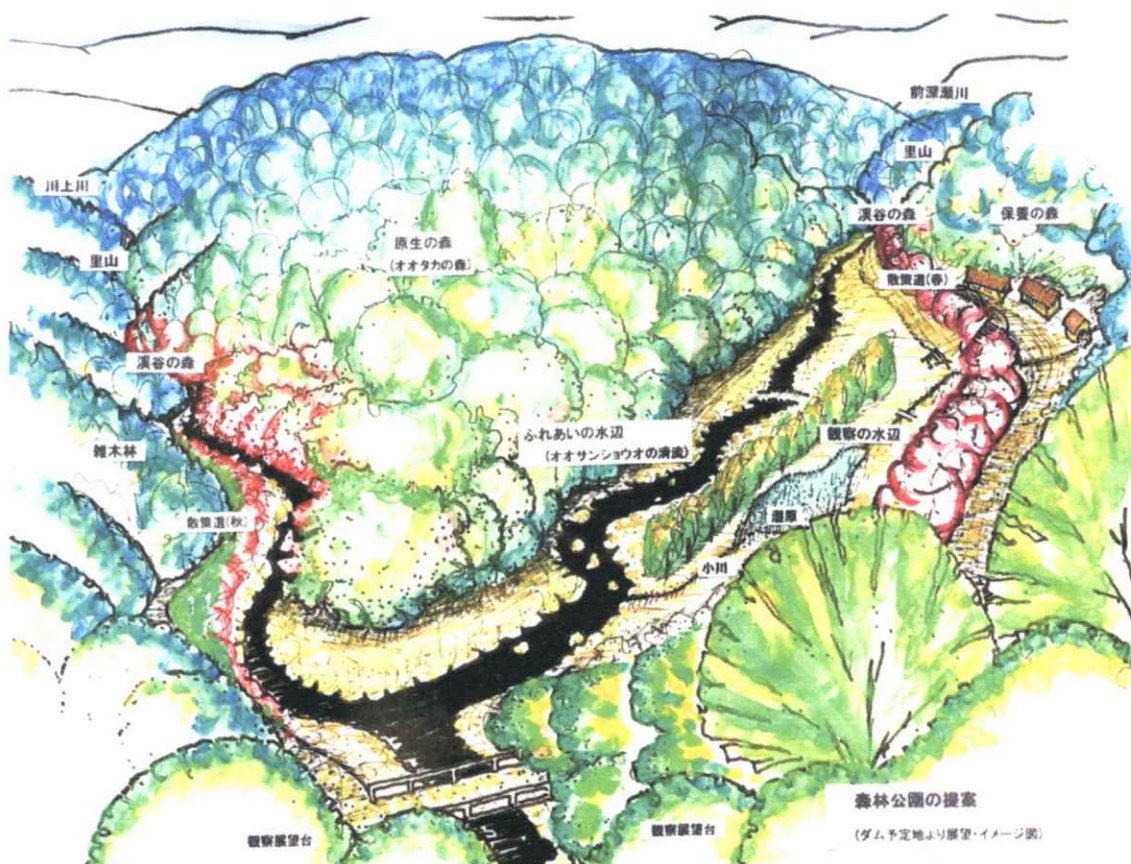


流域の水源地環境整備と保全 水源保全地域 指定計画図 (伊賀・水と緑の会・案)



私たちの提案

ダムによらなくても伊賀地方の治水・利水対策は十分可能です。ダム予定地を彩り豊かな自然に回復して未来に引き継ぐことを提案します。



自然とふれあう森林公園 イメージ図

私たちは、淀川水系木津川の源流域での住民として自然環境を安定して保持することを責務と考えて、

「“水源涵養自然の森”の回復と保全」

「自然と共生する安心安全で

ゆったりした地域生活環境づくり」

をめざし行動してゆきます。

参考事例

水源保全への取り組み

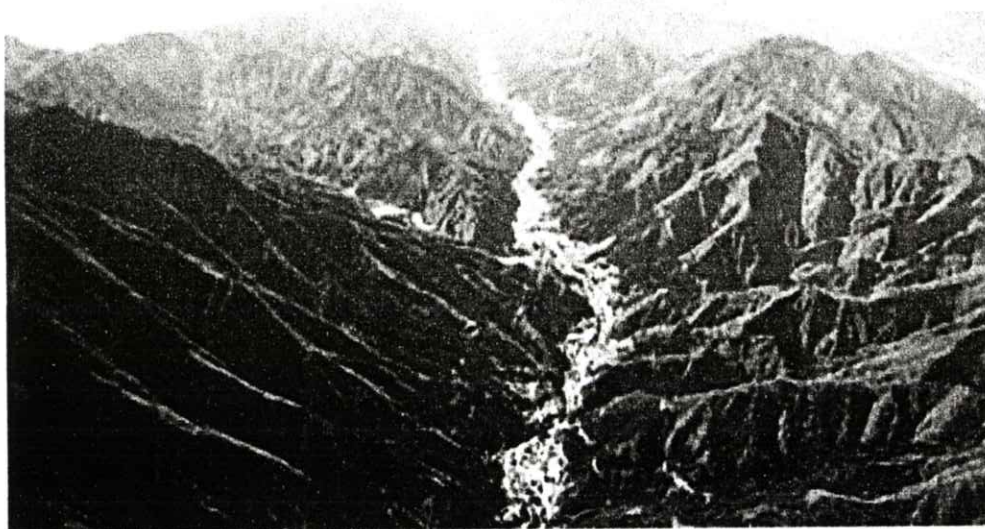
水源かん養林・道志村

1 市民の水を守る「みどりのダム」

山梨県南都留郡道志村。丹沢山塊を北側に越えたこの村に、横浜市水道局が経営する広大な水源かん養林があります。

道志村は降雨量が多く、豊かな森林に育まれたその水質はきわめて良好です。水源かん養林は、世界の船乗りたちに「赤道を越えても腐らない」と賞賛された道志川の水を私たち横浜市民に安定して送り続けるため、重要な役割を果たしてきました。

昨今、あらためて森林の持つ水源かん養機能が見直され、その保護・育成が強調されていますが、何といても、樹木の生育は数十年が1サイクル。長い年月と地味な努力を必要とします。



2 水源かん養林の現況

横浜市の水源かん養林は、山梨県南都留郡道志村に位置し、その面積は、2,873ヘクタール(横浜スタジアム約1097個分 2,873ha=28,730,000m² 横浜スタジアム=26,200m² 28,730,000/26,200=1096.56個)。これは道志村の総面積の36%にあたり、都筑区の面積とほぼ同じです。

ひのき・すぎを主とした人口林が1,032ヘクタール、もみ・つがなどの針葉林とぶななどの広葉樹の天然林が1,544ヘクタール、また、沢すじやがけ地等で植林のできない林地(除地)などが297ヘクタールになっています。

水源かん養林の約36%を占める人工林は植林後の手入れが不十分だと保水能力が低下するため、道志村の多数の方々に下刈・枝打・間伐等、森林の保育作業をお願いしています。

人工林のうち高地や奥地の条件の悪い所では、間伐・除伐を繰り返すことにより、針葉林の大木を育成するとともに広葉樹を自生させ、混交林とすること。また、地形的に条件の良い所では、多段型の複層林(年代を異にした林)とすることが、かん養林機能を向上させるうえで、最も効果的な方法と考え、平成8年4月より、第9期施業計画を実施しています。



2007年9月18日

淀川水系流域委員会

委員長 宮本博司 さま

流域委員会を見事に進めておられること、とくに傍聴者の発言、一般の意見を広く求めて検討をなさろうとしておられることに深く敬意を表します。

私の発言、意見につきましても配慮をいただき、有り難く思っております。私としては治水対策についても、環境、人と川との繋がり、維持管理などに関しても、根底的に問題とさるべき問題を指摘しているつもりです。

残念ながら、今日、19日の委員会には出席することができません。先日、一つ、質問のような意見のようなものをお送りしましたが、近く、河川環境、生態系復元、維持管理などの切り口でまとめたものを提出し、26日16:30からの委員会で質問させていただきたいと考えます。よろしくお願い申し上げます。

志岐常正